

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 東京都町田市木曽東一丁目34番6号

氏 名 株式会社 三凌商事
代表取締役 古舘 茂俊

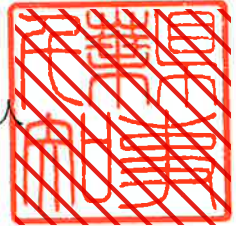
優良

NO COPY

第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。
第14条の2第1項

再 複 写 無 効

千葉県知事 熊 谷 俊 人



許可の年月日 令和6年6月20日

許可の有効年月日 令和13年5月30日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 燃え殻、イ 汚泥（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む）、ウ 廃油（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、エ 廃酸（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、オ 廃アルカリ（水銀使用製品産業廃棄物を含む）、カ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、キ 紙くず、ク 木くず、ケ 繊維くず、コ 動植物性残さ、サ ゴムくず、シ 金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、ス ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、セ 鉱さい、ソ がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）、タ ばいじん（水銀含有ばいじん等を含む）

（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 許可の条件

なし

3. 許可の更新又は変更の状況

平成4年5月31日	更新許可
令和6年6月20日	更新許可（優良認定）・変更許可（限定の解除）
令和7年8月19日	変更届（代表者変更、役員変更）

4. 積替え許可の有無 存・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 存・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。